

平成21年 3月13日

各 位

本 社 所 在 地 東京都千代田区神田佐久間町 1 丁目 9 番地  
会 社 名 株式会社 テラネット  
代 表 者 代表取締役社長 岡田 圭治  
コ ー ド 番 号 2140 札幌証券取引所 アンビシャス  
問 合 せ 先 管理部長 岡久 勉  
電 話 番 号 011-876-9544  
U R L <http://www.terranez.com>

### 招集通知記載事項の一部修正に関するお知らせ

当社「第9回定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に修正すべき点がございましたので、お詫び申し上げますとともに、当該開示資料をもって下記のとおり修正いたします。

記

#### 1. 修正箇所

- (1) 招集通知 2. 会社の現況(11頁)記載の (1)株式の状況(平成20年12月31日現在)  
発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主  
(下線\_は修正箇所を示しております。)

(訂正前)

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
河 端 繁	6,582 <u>千株</u>	33.04%
寺 岡 敏 明	2,579	12.94

(訂正後)

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
河 端 繁	6,582 <u>株</u>	33.04%
寺 岡 敏 明	2,579	12.94

(2) 招集通知 株主総会参考書類(43頁)記載の第2号議案 定款一部変更の件  
(網掛けは修正箇所を示しております。)

(訂正前)

現行定款	変更案
<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第10条～第48条(記載省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿及び、新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第9条～第47条(条数を繰上げ)</p> <p>(付 則)</p> <p>第1条 当社の株券喪失記録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</p>

(訂正後)

現行定款	変更案
<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第10条～第13条(記載省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第15条～第48条(記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿及び、新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第9条～第12条(条数を繰上げ)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第14条～第47条(条数を繰上げ)</p> <p>(付 則)</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</p>

以 上